

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年5月14日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：エクアドル国沿岸地域における生態系保全能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：エクアドル国沿岸地域における生態系保全能力強化
プロジェクト

調達管理番号：25a00050

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年5月14日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：エクアドル国沿岸地域における生態系保全能力強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2025年7月 ～ 2029年7月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2025年7月 ～ 2027年7月

第2期：2027年7月 ～ 2029年7月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

- (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

【第2期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

（6）部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度（2026年2月頃）
- 2) 2026年度（2027年2月頃）
- 3) 2027年度（2028年2月頃）
- 4) 2028年度（2029年2月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

地球環境部 森林・自然環境保全グループ 自然環境保全第二チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 5月 20日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 5月 21日 12時まで
3	質問への回答	2025年 5月 26日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年 6月 6日 12時まで

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年 6月 17日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「エクアドル国沿岸地域における生態系保全能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：24a00294）の受注者（株式会社 JIN）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/GwJzjVYEZx>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位

になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
（ただし、パスワードを除く）

（4）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書
- 2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・

斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	可能な限り切れ目なく現地活動を行うための方針	第3条2（1）
2	海洋生物モニタリング調査手法ならびに計測する項目	第3条2（4）（参考条項：第4条2（1）①）
3	活動2-2の実施に関し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進の視点に立ち、女性を含む住民参加型の生態系保全管理活	第4条2（1）②、（参考条項：第3条2（6））

	動及び生計向上活動を実施するための方針	
4	ベースライン調査及びエンドライン調査として計測する項目	第4条2（3）②（参考条項：第4条2（1）②および第4条2（3）⑤）

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目

標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年11月
- ・ RD署名：2025年4月10日署名済

☒ 別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）実施体制

エクアドルにおいて、自然環境保全の支援実績は過去1件（ガラパゴス諸島海洋環境保全計画プロジェクト）で2009年を最後としている為、プロジェクト目標の達成に向けては、カウンターパートとなるエクアドル環境・水・生態系移行省や関係機関との綿密かつ丁寧なコミュニケーションや連携を行う必要がある。従って、要員配置の検討にあたっては、専門家が現地に不在となる期間が可能な限り短くなるよう配慮する²。

（2）治安面

本プロジェクトは治安面で不安のある沿岸部を活動の場としており、安全の確保は最優先事項である。エスメラルダ県やマナビ県のマンタ市内等は危険とされる地域であり、宿泊場所、移動時間、移動手順、万が一の際の対応等、JICAエクアドル事務所とも情報収集・調整したうえで、現地の関係機関とも緊密に連絡を取り合う等、細心の注意が必要である。特に保護地域間の移動はレンタカーになる可能性が高く、信頼できる運転手を確保したうえでしっかりコントロールすることが重要である。

² 実施体制ならびに治安面を考慮し、可能な限り切れ目なく現地活動（海洋生物モニタリング、生計向上調査等）を行うための要員配置の基本方針及び具体的な計画についてプロポーザルにて提案すること。

（３）プロジェクト実施に係る先方負担事項

エクアドル国環境・水・生態系移行省（Ministry of Environment, Water and Ecological Transition、以下「MAATE」）は活用可能な基金が多く、活動資金を確保することは比較的容易と思われる。しかしその一方で、プエルト・カブヤルにはスタッフも施設も機材も殆ど配備されていないこと、予算もごくわずかしか確保されていないことから、それらの早急な配備はプロジェクト実施において必須である。

また、保護地域のネットワークを強化するに際し、情報や技術の共有・交換は重要で、そのためには関係者が一堂に会する機会が多くなると見込まれる。また、本省からの出張は飛行機を利用するケースも多くなることが予想され、これらを考慮すると移動にかかる経費が膨らむ可能性が高く、カウンターパート（以下「C/P」という。）の出張旅費について先方と前広な協議が求められる。

（４）海洋生物モニタリング機材・指標種の選定

現時点で、モニタリングの対象動物はカメ・サメ・鳥類を対象としているが、モニタリングに必要な調査機材は想定となる機材であり、また調査手法についてはほぼ白紙の状態である。機材によっては調達に時間がかかる場合もあるため、本プロジェクト開始早々に具体的な調査デザイン等を協議し、必要な機材についても合意することが望まれる。活動1-1のモニタリング指標種の選定はプロジェクトサイト対象地4サイト内を想定しており、また現地再委託も検討している³。プロジェクトサイトについては、RD Annex2に記載の通り。

（５）生計向上パイロットサイトの選定

成果2で実施するベースライン調査、エンドライン調査については安全面を配慮した上で、Reserva Marina Puerto Cabuyal – Punta San ClementeおよびRefugio de Vida Silvestre Isla Corazón y Fragatasの2つの保護区（マナビ県）においてのみ実施する。マナビ県への業務渡航は、2024年7月2日付発令の一部地域を対象とした非常事態宣言を受けた一時的措置の為、エクアドル事務所長承認が必要となる。この為、第3条2.（2）治安面（3）プロジェクト実施に係る先方負担事項については、プロジェクト開始時およびプロジェクト期間中の治安状況と実施体制に応じて再検討される可能性があるため、最新の状況を踏まえてサイトを選定する必要がある。なおベースライン調査、エンドライン調査に

³ 海洋生物モニタリング調査の調査手法及び計測する項目について、プロポーザルで提案すること。なお、調査には第7条機材調達に掲げた機材の使用を想定していることが、別機材の必要性があれば機材についてもプロポーザルで提案すること。

おいては、現地再委託も検討している。

（６）ジェンダー配慮

MAATE本省や現場の保護地域では女性職員の活躍も目立っており、職場環境として女性に不利な状況が一目でわかる状況があるわけではない。しかしながら、現場での治安状況を鑑みた女性への配慮、パイロット活動における生計向上活動への女性参画の促進、政府女性職員の能力強化、ベース・エンドライン調査の中で行うジェンダー配慮に関する計測の実施、等を本プロジェクトの活動として計画する。

（７）他ドナー事業との協調・連携の模索

2018年-2022年にかけて国際NGOであるコンサベーション・インターナショナル・エクアドル（CI-Ecuador）が「AMCPの戦略計画実践」を実施（地球環境ファシリティ資金）。また、2023年からはドイツ金融復興基金（KfW）が、「国家保護区システム強化（フェーズ2）」として、パコチェ沿岸・海洋野生生物保護区及びムイスネ川エスチュアリマングローブ野生生物保護区を含む5つの保護区を対象とした管理計画策定支援や遊歩道整備にかかる財政支援を行っている。

加えてドイツ国際協力公社（GIZ）により、エクアドルを含む中米および南米計6か国（他コスタリカ、コロンビア、ペルー、チリ、パナマ）の海洋および淡水生態系の保全を目指した案件（Save the Blue Five - Regional approach to protect migratory marine megafauna in the South-East Pacific Region (SEPR)）が2023年から2028年まで実施されている。本プロジェクトは、他ドナーによるこれまでの支援の成果を十分踏まえるとともに、連携の可能性につき積極的に模索する。

（８）今後の協力展開

2024年10月にアマゾン地域における保護地域ネットワークが立ち上げられた。2年ごとに保護地域ネットワークのリーダーを交代する仕組みにする一方、Directorate of Protected Areas and Other Forms of Conservation（保護地域・その他保全局、以下「DAPFOC」）に常駐の事務局を置く予定はない。保護地域ネットワークのリーダーは各保護地域に共通するニーズを集め、DAPFOCと協議することになる。このような取り組みはAMCPネットワークが先んじて行ってきたことであり、それが他の地域に波及したと考えられる。本プロジェクトにより、AMCPネットワークが強化され、保護地域間での知見・経験の共有・交換が進めば、将来的にはそのノウハウが全国展開される可能性がある。面的な展開の実施

方法に当たっては、他ドナーとの連携を含む今後の面的展開のあり方を想定しつつ行う。

(9) セミナーの実施

成果1、2に関し、本プロジェクトの活動として得られた成果をエクアドル環境・水・生態系移行省及び関係機関に周知するため、セミナーを開催する。(6回(3日間/回)程度、エクアドル環境・水・生態系移行省及び関係機関対象、30名程度)

(10) 成果の可視化(広報・発信)

プロジェクト全体の活動から得られた成果をエクアドル国内に限らず、日本を含む他国への積極的な広報発信を計画・実施する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1：エクアドルの海洋・沿岸生物多様性を代表し、かつ対象保護地域がモニタリングのための適切な場を提供できるような指標種を、数種特定する。

活動1-2：対象保護地域における指標種のモニタリングに関する技術計画を、関係機関との協力により策定する。

活動1-3：沿岸生態系及びマングローブ生態系でのモニタリング活動に焦点を当てた実地研修を実施する。

活動1-4：対象の4つの保護地域で収集した指標種に関するモニタリングデータを、MAATE関連部署にアップロードする。

活動1-5：関係機関と協力しながら、データ管理・分析をMAATE関連部署で一元化して実施する。

活動1-6：モニタリング結果や協働経験をAMCPネットワークの他の保護地域に、ワークショップやセミナーなどを通して共有する。

② 成果2に関わる活動

活動2-1：保護地域内外の選定されたコミュニティにおいて、ベースライン調査を実施する。

活動2-2⁵：プエルト・カブヤル及びコラソン島で、生計向上活動の拠点となるパイロットコミュニティを特定し、パコチェ及びムイスネ川にも共通する関心事項に取り組む。

活動2-3：海洋資源の利用に関する規制計画を含む生計向上計画を関係機関との協議を通じ、策定する。

活動2-4：各パイロットコミュニティにおいて生計向上計画を実施し、変化・インパクト、実施における課題を記録する。

活動2-5：対象保護地域における生計向上活動やその過程、結果、課題から得られる教訓を抽出する。

活動2-6：関連する保護地域／コミュニティと生計向上活動に関する情報を共有するためのワークショップなどを開催する。

活動2-7：SATOYAMAイニシアティブの下で持続性を追求しながら、コミュニティにおける生計向上活動の過程、変化、インパクト及び協働経験を、近隣保護地域／コミュニティと共有する。

活動2-8：コミュニティにおける変化を確認するためのエンドライン調査を実施する。

③ 成果3に関わる活動

活動3-1：現在のAMCPネットワークの管理手続きを確認し、各機関が果たすべき役割を特定する。

活動3-2：AMCPネットワークの組織体制、調整能力を改善する。

活動3-3：対象の4つの保護地域周辺の関係者に、OECMの設立を普及啓発し、登録を促す。

(2) 本邦研修・招へい

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

⁵ 特定されたパイロットコミュニティにおける漁業等や自然資源利用による生計向上活動への女性参画の促進、またベース・エンドライン調査のジェンダーを含む項目・実施方法について、プロポーザルで提案すること。

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計2回
対象者	準高級・一般行政官向け
参加者数	約7名/回
研修日数	約14日（移動日を含む）/回

（３）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査⁶

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

⁶ パイロットコミュニティにおける生計向上活動に関するベースライン調査及び下記⑤のエンドライン調査の計測項目、計測方法について、プロポーザルで提案すること。

- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、エクアドル環境・水・生態系移行省（沿岸地域の地方所員含む）を対象とし、生態系保全計画策定能力及び海洋生物モニタリング能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、生計向上活動に係るベース・エンドライン調査の枠組みや調査項目について、現場での治安状況を鑑みた女性への配慮、パイロット活動における生計向上活動への女性参画の促進、政府女性職員の能力強化、ベース・エンドライン調査中で行うジェンダー配慮に関する継続の実施等を調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

第5条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン	業務開始から1ヶ月以内	西語	電子データ	1部
モニタリングシート	6ヶ月に1回	日本語/西語	電子データ	1部
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語/西語	電子データ	1部
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語/西語	CD-R	各2部
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語/西語	製本 CD-R	各6部 各3部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（1）業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

（2）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（３）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	海洋生物モニタリング調査	海洋生物指標種の選定、モニタリング機材ならびに手法については提案に基づき、協議の上決定する。	2回	定額計上
2	ベースライン調査	パイロットコミュニティの選定、コミュニティの生計向上活動におけるジェンダーを考慮した調査を実施する。なお、調査項目ならびに手法については提案に基づき、協議の上決定する。	1回	定額計上
3	エンドライン調査	ベースライン調査項目、手法を参考にプロジェクト期間を通した生計向上活動の変化や沿岸域保全におけるジェンダーを考慮した調査を実施する。なお、調査項目ならびに手法については提案に基づき、協議の上決定する。	1回	定額計上

第7条 機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者

は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。以下機材はあくまで想定までの為、別機材の必要性があれば機材についてもプロポーザルで提案すること。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	PC	パソコン	5	事業用物品	上限額
2	生物解析ソフトウェア	GPS解析等によって取得したデータを解析するためのソフトウェア	2	事業用物品	上限額
3	ロガー（カメ2種）	海洋生物モニタリング用GPS	8	事業用物品	上限額
4	ロガー（サメ）	海洋生物モニタリング用GPS	4	事業用物品	上限額
5	哺乳類用カメラトラップ	生物モニタリング用	8	事業用物品	上限額
6	鳥類用テレメトリ	生物モニタリング用	8	事業用物品	上限額

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：エクアドル共和国（エクアドル）

案件名：（和名）沿岸地域における生態系保全能力強化プロジェクト

（英名）The Project for Strengthening of Capabilities of Ecosystem Conservation in the Coastal Areas

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における自然環境保全セクターの開発の現状・課題

エクアドルは世界で最も生物多様性の高い国の一つであり、地球上の70%の動植物が存在する17か国のメガダイバース国⁷に含まれている。エクアドルの沿岸海域は、フンボルトとエルニーニョの海流の合流により、大量のプランクトンが発生することが特徴となっており、そのため、ガラパゴス諸島とエクアドル沿岸地域はこの海域に生息するカメ、サメ、クジラ等の貴重な海洋生物の回遊ルートとなっている。

世界的な生物多様性の減少、海洋生物の絶滅危機が懸念される中（全世界でサメ・エイの個体数は1970年代比71%減少したといわれている）、2020年には、香港税関がエクアドルから26トンという記録的な違法フカヒレ輸送を摘発する等、ガラパゴス諸島及びエクアドル沿岸地域における自然資源の持続的利用と、そのための管理体制の強化が深刻な課題となっている。沿岸域では、エビ養殖池の乱開発によるマングローブ林の喪失や汚水の不適切な管理などの課題に直面しており、貴重な海洋・沿岸エコシステム及び生物多様性の保全にとって脅威となっている。

このような課題に対し、エクアドル政府は、生物多様性の保全、気候変動への対応、地域社会の権利の保護などに国際協調しながら取り組んでいる。また、国内法整備や公共政策の制定、保護区の設置を含むさまざまな管理戦略や手段を策定・実施してきた。これまでに、76の自然保護区が設立され、エクアドルの国土面積の20.60%・海域の19.15%を占めている。

環境・水・生態系移行省は、保護区間の協力と経験の情報共有を強化するため、2017年に「エクアドル海洋・沿岸保護地域ネットワーク」（以下、「AMCPネットワーク」）を設立し、現在20カ所の保護区が加盟している（加盟保護区の総面積は833,627haで、うち陸域は197,807ha、海域は635,820ha。エクアドル沿岸域（12海里）の約22-25%にあたる）。各保護区の人材育成・管理能力の向上のためには、同ネットワークの活動を通して各保護区の経験・知見共有や能力開発を行い、定期的交流を通じて同ネットワークを強化する必要がある。

これらの課題に対処するため、環境・水・生態系移行省はこれらの生態系の保全と自然資源の持続可能な利用を促進する海洋・沿岸保護地域の管理強化及びネットワーク化に重点的に取り組んでいる。その一環として、2023年度要望調査において、4つの保護地域をパイロット保護地域として、自然と人々の暮らしの共生を目指す我が国提

⁷ Conservation Internationalが17か国をmega-diverse countriesとして指定したもの。中南米地域ではブラジル、コロンビア、メキシコ、ペルー、ベネズエラなどが含まれる。

唱の「SATOYAMAイニシアティブ⁸」のコンセプトを取り入れた持続可能な自然資源管理、および沿岸・海洋生態系保全管理能力強化を目的とする技術協力プロジェクトがエクアドル政府より要請された。

（２）エクアドルに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は、「持続的発展への貢献を開発協力の中核とし、経済競争力の強化、農村地域を含む地域開発、環境・防災等の課題に対処することにより、均衡のとれた自立的で持続可能な発展の促進に貢献する」という、対エクアドル国別開発協力方針（2020年4月）における基本方針（大目標）のもとに「環境保全・防災」を重点分野（中目標）としており、本事業は国別政策に合致している。さらに本事業では、2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）で承認された「SATOYAMAイニシアティブ」を取り入れた自然共生社会を目指す活動が想定されており、国内外に取り組みを広く広報し得る案件でもある。

また、本事業はJICAの課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）においても、「自然環境保全」（クラスター事業戦略「自然環境保全」）の取り組みとして位置づけられている。持続可能な開発目標（SDGs）に関して、本事業は沿岸・海洋地域の持続的な自然資源管理に貢献するものであり、ゴール14「持続可能な開発のための、海洋と海洋資源の保全と持続可能な使用」、ならびにゴール15「生態系の保護、回復、持続可能な使用の促進、森林管理、砂漠化への対処、土地劣化の停止と回復、生物多様性の損失の阻止」。さらにマングローブ等の海洋・沿岸生態系管理強化を図ることで、気候変動の影響やリスクへの強靱性を高めることが期待されるため、気候変動への緩和・適応策にも資する可能性が高いためゴール13「気候変動とその影響への緊急の対処」への達成に資するものである。

（３）他の援助機関の対応

2018年-2022年にかけて国際NGOであるコンサベーション・インターナショナル・エクアドル（CI-Ecuador）が「AMCPの戦略計画実践」を実施（地球環境ファシリティ資金）。また、2023年からはドイツ金融復興基金（KfW）が、「国家保護区システム強化（フェーズ2）」として、パコチェ沿岸・海洋野生生物保護区及びムイスネ川エスチュアリマングローブ野生生物保護区を含む5つの保護区を対象とした管理計画策定支援や遊歩道整備にかかる財政支援を行っている。

加えてドイツ国際協力公社（GIZ）により、エクアドルを含む中米および南米計6か国（他コスタリカ、コロンビア、ペルー、チリ、パナマ）の海洋および淡水生態系の保全を目指した案件（Save the Blue Five - Regional approach to protect migratory marine megafauna in the South-East Pacific Region (SEPR)）が2023年から2028年まで実施されている。

3. 事業概要

（１）事業目的

本事業は、マナビ県とエスメラルダス県南部の太平洋沿岸地域において、生態系及

⁸ 「SATOYAMAイニシアティブ」とは、生物多様性の保全と人間の福利向上のために、人間と自然とが持続可能な関係を保持した「自然共生社会の実現」を目指す取り組み。日本国環境省と国連大学サステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）が共同で提唱。

び指標種のモニタリング技術計画策定やパイロットコミュニティの持続性の強化等を行うことにより、対象保護地域及びAMCPネットワークに加盟する各保護地域の管理能力向上を図り、もってAMCPネットワークの強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

マナビ県及びエスメラルダス県南部沿岸部の自然保護地域（海洋・沿岸生態系とマングローブ生態系を代表する重要地域として、4つのAMCP、①プエルト・カブヤル・プンタ・サンクレメンテ海洋保護区（以下、プエルト・カブヤル）、②コラソン島及びフラガタス野生生物保護区（以下、コラソン島）、③パコチェ沿岸・海洋野生生物保護区（以下、パコチェ）、④ムイスネ川エスチュアリマングローブ野生生物保護区（以下、ムイスネ川）を対象地域とする。

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：環境・水・生態系移行省職員

最終受益者：太平洋沿岸地域の地域住民

(4) 総事業費（日本側）

約3.5億円

(5) 事業実施期間

2025年7月～2029年6月を予定（計48カ月）

(6) 事業実施体制

主要実施機関：エクアドル国環境・水・生態系移行省（Ministry of Environment, Water and Ecological Transition: MAATE）自然遺産総局 保護地域及びその他の保全形態局

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 短期専門家派遣（合計約 50 か月）：

- ・ 総括／保護区管理（1 名）
- ・ 海洋／地上生物モニタリング（各 2 名）
- ・ 生計向上（2 名）

② 本邦研修

③ 第三国研修：コスタリカ等（本事業開始後に決定する）

④ 機材供与：モニタリング機材、分析機器、オフィス機器

2) エクアドル国側

① カウンターパートの配置

② オフィススペース

③ 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

技術協力「ガラパゴス諸島海洋環境保全計画プロジェクト」（実施期間：2004年度～2008年度）において、漁業コミュニティに対する自然資源などの情報発信、海洋調査や水質モニタリング、持続的資源管理に関する技術の移転、ガラパゴス海洋保護区の参加型管理システムが強化され、海洋保護区の保全と持続的管理の推進に寄与した。同プロジェクトを通して得た知見・教訓と環境省との信頼関係を礎として本案件を実施することが期待される。

また、本邦研修「持続可能な自然資源管理による生物多様性保全と地域振興－SATOYAMAイニシアティブの推進」にマナビ県の沿岸環境保全と環境啓発活動に取り組むNGOの職員が2年連続で参加した。SATOYAMAイニシアティブについての知見を得た本

NGOの活動は、本案件と連携して現場での効果的な展開に寄与することが期待される。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

2023年からはKfWが、「国家保護区システム強化（フェーズ2）」として、パコチェ沿岸・海洋野生生物保護区及びムイスネ川エスチュアリーマングローブ野生生物保護区を含む5つの保護区を対象とした管理計画策定支援や遊歩道整備にかかる財政支援を行っている。

加えてGIZにより、エクアドルを含む中米および南米計6か国（他コスタリカ、コロンビア、ペルー、チリ、パナマ）の海洋および淡水生態系の保全を目指した案件（Save the Blue Five - Regional approach to protect migratory marine megafauna in the South-East Pacific Region (SEPR)）が2023年から2028年まで実施されている。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると想定される。

2) 横断的事項

本事業は、マングローブ等の海洋・沿岸生態系管理強化を図ることで、気候変動の影響やリスクへの強靱性を高めることが期待されるため、気候変動への緩和・適応策にも資する可能性が高く、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。

3) ジェンダー分類：【対象外】■（GI）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 ＜活動内容/分類理由＞

ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。ただし、ベースライン調査ではジェンダー視点に立って調査を行い、具体的な取り組みを検討する予定。

(10) その他特記事項

2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（CBD COP15）で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」では、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全するという目標（30by30）が盛り込まれた。30by30目標は、保護地域の拡張と管理の質の向上だけでなく、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（Other Effective area-based Conservation Measures: OECMs）の設定・管理を通して、すなわち国の取り組みだけでなく民間の取り組みも強化することによって達成していくことが期待されている。本案件では、保護区を中心としてその内外で暮らす住民と共に地域の安定化を目指す取り組みを強化することに加え、その取り組みがネットワークを通じて波及することで、OECM設定に向けた機運を高められることも期待される。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：生態系保全と保護地域管理に関する経験的知識の普及を通じて、海洋・沿岸保護地域（AMCP）ネットワークが強化される。

【指標及び目標値】

- ① XX⁹以上の保護地域がAMCPネットワークを通じて生態系保全と保護地域管理に関する経験的知識を得る。

(2) プロジェクト目標：対象保護地域及びAMCPネットワークに加盟する各保護地域の管理能力が向上される。

【指標及び目標値】

- ① 生態系保全と保護地域管理に関して共有された経験的知識が、保護地域管理及び生物多様性保全に関連する公式文書に取り入れられる。

(3) 成果

成果1：科学面：対象保護地域における生態系及び指標種のパイロットモニタリング技術計画が策定・実施される。

成果2：社会面：対象保護地域内とその周辺において、パイロットコミュニティの持続性とレジリエンスが強化される。

成果3：保護地域ネットワーク・ガバナンス：ネットワークとしての機能を強化するため、沿岸保護地域の活動を効果的に統合する組織的調整スキームが改善される。

(4) 主な活動：

活動1－1：エクアドルの海洋・沿岸生物多様性を代表し、かつ対象保護地域がモニタリングのための適切な場を提供できるような指標種を、数種特定する。

活動1－2：対象保護地域における指標種のモニタリングに関する技術計画を、関係機関との協力により策定する。

活動1－3：沿岸生態系及びマングローブ生態系でのモニタリング活動に焦点を当てた実地研修を実施する。

活動1－4：対象の4つの保護地域で収集した指標種に関するモニタリングデータを、MAATE関連部署にアップロードする。

活動1－5：関係機関と協力しながら、データ管理・分析をMAATE関連部署で一元化して実施する。

活動1－6：モニタリング結果や協働経験をAMCPネットワークの他の保護地域に、ワークショップやセミナーなどを通して共有する。

活動2－1：保護地域内外の選定されたコミュニティにおいて、ベースライン調査を実施する。

活動2－2：プエルト・カブヤル及びコラソン島で、生計向上活動の拠点となるパイロットコミュニティを特定し、パコチェ及びムイスネ川にも共通する関心事項に取り組む。

活動2－3：海洋資源の利用に関する規制計画を含む生計向上計画を関係機関との協議を通じ、策定する。

活動2－4：各パイロットコミュニティにおいて生計向上計画を実施し、変化・インパクト、実施における課題を記録する。

活動2－5：対象保護地域における生計向上活動やその過程、結果、課題から得られる教訓を抽出する。

活動2－6：関連する保護地域／コミュニティと生計向上活動に関する情報を共有するためのワークショップなどを開催する。

活動2－7：SATOYAMAイニシアティブの下で持続性を追求しながら、コミュニティにおける生計向上活動の過程、変化、インパクト及び協働経験を、近隣保

⁹ 事業開始後の第1回JCC（合同調整委員会）で決定予定

護地域／コミュニティと共有する。

活動２－８：コミュニティにおける変化を確認するためのエンドライン調査を実施する。

活動３－１：現在のAMCPネットワークの管理手続きを確認し、各機関が果たすべき役割を特定する。

活動３－２：AMCPネットワークの組織体制、調整能力を改善する。

活動３－３：対象の４つの保護地域周辺の関係者に、OECM設立を普及啓発し、登録を促す。

5. 前提条件・外部条件

（１）前提条件：

- ・特になし

（２）外部条件：

【プロジェクト目標から上位目標への外部条件】

- ・エクアドルの保護地域管理や生物多様性に関する政策に大きな変更が生じない。

【成果からプロジェクト目標への外部条件】

- ・重大な治安上の問題がプロジェクト実施に影響しない。
- ・実施・関係機関においてプロジェクト実施に影響するような大幅な組織体制の変更、人員削減や異動、大幅な予算削減が行われないこと。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

過去に実施した「ガラパゴス諸島海洋環境保全計画プロジェクト」では、各種活動の目的は概ね達成されたものの、プロジェクト開始前に重点とすべき課題や主要関係者の絞り込みを十分に行い、明確な関連性を持ったプロジェクト目標および成果を設定するとともに、従前の業務範囲を超えた活動に対する実施機関のコミットメントを得ておくことが教訓として指摘されている（評価年度2004年）。本事業においても、プロジェクト目標と成果の関連性を意識しつつ活動内容を絞り、実施機関ならびに関係機関のマンデートや権限を見極めた上でPDMに沿った活動を行うことに留意する。

以　上

追補：なお、上記は2025年4月の段階情報である。

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題が

ある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：生態系保全計画策定及び海洋生物管理・モニタリングに係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページとしてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：エクアドル国及び中南米地域

② 語学能力：英語またはスペイン語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（１）業務工程

2025年7月に業務開始し、全体期間は2029年6月までの48か月と想定します。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約 53.35 人月

本邦研修に関する業務人月5.60を含む（本経費は定額計上に含まれる）。
なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

２）渡航回数を目途 延べ31回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 海洋生物モニタリング調査
- ベースライン調査
- エンドライン調査

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- R/D 署名版
- 詳細計画策定調査報告書
- 詳細計画策定調査時面談メモ
- 詳細計画策定調査時保護区リスト

2) 公開資料

➤ 事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2025_202312396_1_s.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エクアドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。現在、エスメラルダス県、マナビ県への業務渡航は、2024 年 7 月 2 日付発令の一部地域を対象とした非常事態宣言を受けた一時的措置の為、エクアドル事務所長承認が必要となっております。このため、現地業務中に限らず、渡航前の手続きにおける安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

279,157,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負

担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■ 本案件は、定額計上があります（24,386,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	ベースライン調査	「第2章特記仕様書第4条2（3）②」	1,000,000円	1回実施する。パイロットコミュニティの選定、コミュニティの生計向上活動におけるジェンダーを考慮した調査を実施する。なお、調査項目ならびに手法は提案に基づき、協議の上決定する。	再委託費
2	エンドライン調査	「第2章特記仕様書第4条2（3）⑤」	1,000,000円	ベースライン調査項目、手法を参考にプロジェクト期間を通した生計向上活動の	再委託費

				変化や沿岸域保全におけるジェンダーを考慮した調査を実施する。なお、調査項目ならびに手法は提案に基づき、協議の上決定する。	
3	海洋生物モニタリング調査	「第2章特記仕様書第3条2(4)」	3,000,000円	2回実施する。海洋生物指標種の選定、モニタリング機材ならびに手法の提案（協議の上決定する。）	再委託費
4	本邦研修にかかる経費	「第2章特記仕様書案第4条2(2)」	19,386,000円	2回実施する。1回当たり、報酬（事前業務（3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.7人月、5号0.7人月、研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費1,817,200円）	国内業務費

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

- 1) 安全対策上、エクアドル国内における宿泊については、JICAが指定する宿泊施設以外への宿泊は認められません。宿泊料については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月（2025 年 3月追記版））」通りです。
- 2) 航空運賃については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定にかかわらず、安全対策上の必要性から、認められるクラスの「普通運賃」を上限として見積ってください。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	一	4
イ) 業務主任者等としての経験	一	2
ウ) 語学力	一	1
エ) その他学位、資格等	一	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)